

令和 6 年第 7 回桶川市農業委員会総会 議事録

令和 6 年 7 月 26 日（金） 午後 2 時から

場所：桶川市役所 3 階 会議室 305

【出席委員】 農業委員	1 秋山重樹、2 天沼省司、3 荒井昌和、5 岩崎真一、6 植野成美、7 加藤俊子、8 砂川富夫、9 原島貞夫、10 堀口洋人、11 渡邊富二
農地利用 最適化推進委員	1 池田仁政、2 黒沼紀夫、3 渋谷政昭、5 高柳稔、6 竹内芳夫、7 塚本靖夫
【欠席委員】	4 荒岡克巳、4 高橋桂、8 原島忠男
【傍聴人】	0 人
事務局長	只今より、令和 6 年第 7 回桶川市農業委員会総会を行います。 本日は、農業委員 11 名のうち 10 名の出席があり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の開会要件を満たしていることを報告いたします。 それでは、次第の 1「開会」を、岩崎委員にお願いします。
岩崎委員	(開会宣言)
事務局長	続きまして、次第の 2「あいさつ」を、砂川会長よりお願いします。
砂川会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。 総会会議規則第 4 条の規定により、会長に議長をお願いいたします。 (会長が議長に就く)
議長	只今議長の座を仰せつかりましたので、進行させていただきます。 それでは、次第の 3「議事録署名委員の指名」でございます。 6 番の植野委員と、7 番の加藤委員にお願いします。
議長	それでは、次第の 4「議事」に入ります。 第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。なお、1 号議案 1 号件と 2 号件については、申請人が同一とのことですので、一括して審議したいと思います。

事務局	今月の農地法第3条の許可申請は、4件です。 農地法第3条の許可申請ですので、農地を農地のまま権利の設定や移転を行うものになります。 農地法第3条の規定による許可を受けるには、次の4つの要件を全て満たすことが必要になります。 1つ目が、全部効率要件です。 申請者が所有または借り受けている農地の全てを効率的に耕作している必要があります。 2つ目が、農作業常時従事要件です。 申請者または世帯員が農作業に常時従事している必要があり、原則、年間で150日以上農作業に従事している必要があります。 3つ目が、地域との調和要件です。 申請地周辺の農地利用に影響を与えないことが必要です。 4つ目は、法人の場合に適用されるものですので、今月の案件には関係ございません。 それでは、第1号件と第2号件について説明させていただきます。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、売買となっております。 譲渡人については、農業をやっておらず、農地の管理が難しいことから、今回の申請に至っております。 譲受人は、世帯で191,527㎡の農地を耕作しております。 事務局で確認したところ、所有する農地について、概ね適正に管理しておりますので、全部効率要件を満たしていると考えております。 また、譲受人は世帯で年間550日以上農作業に従事しているとのことですので、農作業常時従事要件も満たしていると考えられます。 なお、現地調査についてですが、当日は橋梁の工事が行われていましたので、現地の確認はできませんでしたが、後日事務局で確認したところ、航空写真のとおり農地の状況は一部荒廃した状況になっておりました。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 次に、譲受人の聞き取り調査の結果報告について、堀口委員より報告をお願いします。
堀口委員	7月19日に、電話にて聞き取り調査を行いました。 申請者は世帯で550日以上農作業に従事されており、所有農地を全て

	耕作していらっしゃるようですので、申請地も耕作することは十分可能であると考えております。なお、申請地では、米や小麦を栽培する予定とのことです。一部の農地については、事務局からも説明があったように、周辺農地も含めて非常に荒廃した状況になっておりました。聞き取り調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第1号議案第1号件と第2号件について何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第1号件と第2号件について、承認とのことよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第3号件について事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第3号件について説明させていただきます。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、売買となっております。譲受人は、世帯で25,866㎡の農地を耕作しております。 事務局で確認したところ、所有する農地について、概ね適正に管理しておりますので、全部効率要件を満たしていると考えております。 また、譲受人は世帯で年間250日以上農作業に従事しているとのことです。農作業常時従事要件も満たしていると考えられます。 事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。
秋山委員	7月18日に現地調査を行いました。申請地は概ね適正に管理されており、大きな問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 次に、譲受人の聞き取り調査の結果報告について、天沼委員より報告

	をお願いします。
天沼委員	7月20日に、電話にて聞き取り調査を行いました。 申請者は世帯で250日以上農作業に従事されており、所有農地を全て耕作していらっしゃるようですので、申請地も耕作することは十分可能であると考えております。聞き取り調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第3号件について何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第3号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第4号件について事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第4号件について説明させていただきます。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりです。 所有権の移転をする案件となっており、原因事項は、売買となっております。譲受人は、世帯で4,550㎡の農地を耕作しております。 事務局で確認したところ、所有する農地について、概ね適正に管理しておりますので、全部効率要件を満たしていると考えております。 また、譲受人は世帯で年間200日以上農作業に従事しているとのことです。農作業常時従事要件も満たしていると考えられます。 事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果について報告をお願いします。
秋山委員	7月18日に現地調査を行いました。申請地は概ね適正に管理されており、大きな問題はございませんでした。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 次に、譲受人の聞き取り調査の結果報告について、事務局より報告を

	お願いします。
事務局	申請日に、直接聞き取り調査を行いました。 申請者は世帯で 200 日以上農作業に従事されており、所有農地を全て耕作しているとのことです。なお、申請地では、露地野菜を栽培する予定とのことです。聞き取り調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第 4 号件について何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第 4 号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第 2 号議案第 1 号件について説明させていただきます。 譲受人・譲渡人の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。 転用目的は車のストックヤードで、申請地は、当初から農用地区域外となっております。農地区分については、10ha 以上の連坦性がなく、第 3 種農地にも該当しないことから、第 2 種農地と考えております。譲受人は、隣接する市街化区域側の土地で中古車販売業を営んでおり、在庫や展示車を置くスペースが不足していることから今回の申請に至っております。 今回の転用行為に伴い、新たな建築行為や排水計画はございません。 転用に至った経緯、面積の必要性の検討の詳細については、理由書をご覧くださいと思います。 また、建築行為がないことから、都市計画法に基づく開発許可は不要となることを桶川市建築課に確認済みとなっております。 事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。

秋山委員	7月18日に現地調査を行いました。 申請地は全て適正に管理されており、特段問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第2号議案第1号件についてですが、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第2号議案第1号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第2号議案第2号件について事務局から説明をお願いします。
事務局	譲受人・譲渡人の住所、氏名、対象地番、地目、面積等は資料記載のとおりでございます。 こちらは賃貸借権を設定する案件で、転用目的は自動車駐車場です。 本件は一時転用の案件になりますので、将来的には農地へ復元されることになります。一時転用の期間は最長3年間と決まっておりますが、この案件は許可日から3年間となっておりますので、期間に問題はございません。 譲受人は、申請地の近接地で自動車の板金業を営んでおり、近くの雑種地を自動車駐車場として借りていました。しかしながら、土地所有者から返還するように言われたため、次の駐車場敷地を探すまでの間、一時的に自動車駐車場として使用するために、今回の申請に至っております。 転用面積は100㎡で、駐車予定台数は8台となっております。 一時転用終了後の農地への復旧についてですが、復旧が容易に行われるよう、特に砂利や鉄板を敷くことは予定していません。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。

	します。
秋山委員	7月18日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題はございませんでした。 現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第2号議案第2号件についてですが、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第2号議案第2号件について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第3号議案「農用地利用集積計画（案）の決定について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、第3号議案について説明させていただきます。 基盤強化促進法に基づき、桶川市長より計画の決定を求められております。まず1件目ですが、1筆、991㎡となっております。こちらは使用貸借権の設定で、期間は10年間となっております。こちらの借受人は桶川市の認定農家にもなっていることから、耕作するうえでも問題はないと考えられます。 次に、2件目ですが、1筆、1135㎡となっております。こちらは使用貸借権の解約となっております。事務局からは以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
秋山委員	それでは報告させていただきます。 7月18日に現地調査を行いました。 申請地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。

	それでは、第 3 号議案についてですが、何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りいたします。 第 3 号議案について、承認とのことでよろしいですか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 4 号議案「桶川市農業振興地域整備計画の変更について」事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、「桶川市農業振興地域整備計画の変更資料」をご用意ください。 1 ページ目に除外申出一覧がございます。令和 6 年 5 月に受け付けた農用地区域の除外申出は、自己用住宅敷地が 2 件、鶏舎が 1 件、一般乗合旅客自動車運送業の営業所敷地の拡張が 1 件、従業員駐車場が 1 件の計 5 件となっております。 まず、1130 号件について説明させていただきます。 申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。 除外申出理由は自己用住宅敷地で、除外後の農地区分は第 2 種農地と考えております。第 2 種農地の場合、周辺の他の土地では、転用目的が達成できないなどの理由がある場合や第 1 種農地の不許可の例外に該当する場合は、立地基準を満たすことが可能となっております。自己用住宅敷地は、第 1 種農地の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、農地転用許可の見込みがある案件となります。 建築面積は約 132.70 m²で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面道路側溝へ放流する計画となっております。被害防除策については、コンクリートブロック 2 段とネットフェンスを計画しています。除外申出に至った理由、代替地の検討結果については、理由書等をご一読いただければと思います。理由書の内容などから、除外をするための各要件についても満たしていると考えられます。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願い

	します。
秋山委員	7月18日に現地調査を行いました。 申出地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第1130号件について何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りします。 第1130号件について、ご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第1131号件について事務局から説明をお願いします。
事務局	第1131号件について説明させていただきます。 申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。 除外申出理由は鶏舎で、除外後の農地区分は第1種農地と考えております。第1種農地の場合、第1種農地の不許可の例外に該当する場合は、立地基準を満たすことが可能となっております。鶏舎は、第1種農地の不許可の例外である「農業用施設」に該当するため、農地転用許可の見込みがある案件となります。建築面積は93.15㎡で、新たな排水計画は予定されていません。 また、隣地との境界には、構造物が設けられており、被害防除策の観点からは問題がない状況です。 除外申出に至った理由、代替地の検討結果については、理由書等をご一読いただければと思います。理由書の内容などから、除外をするための各要件についても満たしていると考えられます。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
秋山委員	7月18日に現地調査を行いました。

	申出地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第 1131 号件について何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りします。 第 1131 号件について、ご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 1132 号件について事務局から説明をお願いします。
事務局	第 1132 号件について説明させていただきます。 申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。 除外申出理由は自己用住宅敷地で、除外後の農地区分は第 1 種農地と考えております。第 1 種農地の場合、第 1 種農地の不許可の例外に該当する場合は、立地基準を満たすことが可能となっております。自己用住宅敷地は、第 1 種農地の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、農地転用許可の見込みがある案件となります。 建築面積は約 83.63 m²で、排水計画は合併浄化槽設置の上、前面道路側溝へ放流する計画となっております。被害防除策についてですが、申出地東側に水路、南側に農地がありますので、コンクリートブロックによる被害防除策を計画しております。除外申出に至った理由、代替地の検討結果については、理由書等をご一読いただければと思います。理由書の内容などから、除外をするための各要件についても満たしていると考えられます。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
秋山委員	7 月 18 日に現地調査を行いました。 申出地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いた

	します。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、第 1132 号件について何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りします。 第 1132 号件について、ご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 1133 号件について事務局から説明をお願いします。
事務局	第 1133 号件について説明させていただきます。 申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。 除外申出理由は一般乗合旅客自動車運送業の営業敷地拡張で、除外後の農地区分は第 2 種農地と考えております。第 2 種農地の場合、周辺の他の土地では、転用目的が達成できないなどの理由がある場合は立地基準を満たすことが可能となっております。今回の申出は、隣接する既存の営業所の敷地拡張となります。市街化区域や農用地区域外では目的を達成することが困難なことから、立地基準は満たしていると考えられます。 建築行為は予定されておらず、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックを新設する計画です。 除外申出に至った理由、代替地の検討結果については、理由書等をご一読いただければと思います。理由書の内容などから、除外をするための各要件についても満たしていると考えられます。事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
秋山委員	7 月 18 日に現地調査を行いました。 申出地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。

	それでは、第 1133 号件について何か質問等ありますか。
議長	無いようですので、お諮りします。 第 1133 号件について、ご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、第 1134 号件について事務局から説明をお願いします。
事務局	第 1134 件について説明させていただきます。 申出者の住所、氏名、土地の所在、地目、面積は、資料記載のとおりです。 除外申出理由は従業員駐車場（敷地拡張）で、除外後の農地区分は第 1 種農地と考えております。第 1 種農地は原則不許可となっておりますが、こちらの案件は、第 1 種農地の不許可の例外にある「既存の敷地の拡張（既存の敷地の 2 分の 1 を超えないものに限る）」に該当することから、農地法上の立地基準を満たすことができる案件となります。 建築行為は予定されておらず、隣地との境界には、被害防除としてコンクリートブロックと金網タイプではないフェンスを新設する計画です。先月の説明から、設計変更が行われておりますので、追加配布資料を確認いただければと思います。 除外申出に至った理由、代替地の検討結果については、理由書等をご一読いただければと思います。理由書の内容などから、除外をするための各要件についても満たしていると考えられます。 事務局からの説明は以上です。
議長	ありがとうございました。 それでは、現地調査班長の秋山委員に、現地調査の結果報告をお願いします。
秋山委員	7 月 18 日に現地調査を行いました。 申出地は適正に管理されており、特段問題がなかったことを報告いたします。現地調査の結果報告は以上です。
議長	ありがとうございました。
議長	それでは、第 1134 号件について何か質問等ありますか。 無いようですので、お諮りします。

	第 1134 号件について、ご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしとのことで、承認決定とさせていただきます。 続きまして、次第の 5「報告事項」を事務局からお願いします。
事務局	それでは、第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決処分の報告をいたしますので、農業委員会総会次第兼資料をご覧ください。 農地法第 5 条の届出が 3 件となっております。転用目的は、住宅敷地が 2 件、駐車場が 1 件となっております。なお、令和 6 年 7 月 19 日までに行われた専決処分となっております。事務局からの報告は以上です。
議長	ありがとうございました。 続きまして、次第 6「その他事項」を事務局からお願いします。
事務局	農業委員会の日程についてお知らせいたします。 今回の現地調査は、令和 6 年 8 月 19 日（月）の午前 9 時から、第 1 班が行いますので、市役所 2 階の会議室 201 にお集まりください。 また、今回の農業委員会総会は、令和 6 年 8 月 26 日（月）の午後 2 時から、市役所 3 階の会議室 303 で行いますので、よろしくお願いいたします。 事務局からは以上です。
議長	他に事務局や委員の皆様から何かございますか。
議長	無いようでしたら、これをもちまして私の職責は以上でございます。 慎重審議ありがとうございました。 事務局長にお返しします。
事務局長	会長ありがとうございました。 それでは、岩崎委員に閉会をお願いいたします。
岩崎委員	(閉会宣言) 閉会時間 午後 3 時 50 分